

報道機関の方々へ

## <福島県の製材品は放射線量の自主検査を行っています>

福島県の木材業界では、製材品を安心して使っていただくために、各工場において出荷の際に放射線量を測定しています。

### 1, 自主管理基準値

各工場が出荷する製材品の放射線量を測定し、管理基準の値を下回っていることを確認します。

なお、出荷を判断する目安として、**1000 c p m**<sup>\*</sup>の自主管理基準値を設定します。

**\* c p m (カウント・パー・ミニッツ)**とは  
放射線測定器に1分間に入ってきた放射線の数

※法律で規定されている放射線管理区域からの持出制限値1000 c p mとなっている。  
(1000 c p m $\doteq$ 0.033  $\mu$  S v / h)

### 2, 測定方法

製材品の表面線量を測定しています。

#### ① 測定機器

GM管式サーベイメータ

#### ② 測定回数(回数)

製材品出荷数量の多少により工場毎に定めます。

例) 毎日あるいは製材品の出荷時ごとに など

#### ③ 測定検体数

1検査時に検体(製材品)10本(枚)を抽出し、測定を行います。



### 3, 測定記録書の作成・保管

測定結果は「放射線量測定記録書」(別紙)に記録し、保管しておりますのでいつでも請求することができます。

この自主検査基準は、今後必要に応じ見直しを行うこととしています。

[連絡先]

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5番18号

TEL024-523-3307・FAX024-521-1308